

事業主・加入者の皆さんへ

職場内で回覧・掲示をお願いします

2025年

12月号

# 協会けんぽ。兵庫支部 からのお知らせ

## 「医療費のお知らせ」送付のご案内

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費を確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

事業主様におかれましては、対象の被保険者（従業員）様にお渡しください。



送付時期	対象期間	送付先
令和8年1月中旬～1月下旬	主に令和6年9月診療分～ 令和7年8月診療分	事業所宛 (任意継続に加入されている方はご自宅宛)

※医療機関への受診がない方、作成時点(令和7年11月上旬)において健康保険の資格がない方(退職者・新規採用者・扶養未認定者等)などについては、お知らせの送付はございません。

### POINT



「医療費のお知らせ」は確定申告の医療費控除に活用できます。

令和7年9月～12月診療分については、医療機関等から発行される領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成し、確定申告書に添付する必要があります。領収書等の保管についてはご留意ください。

医療費控除については、[国税庁のホームページ](#)をご覧いただくか、[管轄の税務署](#)へお問い合わせください。

## 令和8年度以降のご案内

「医療費のお知らせ」の一括送付については、マイナポータル等のデジタル化の推進に伴い、[今回\(令和8年1月送付分\)](#)の送付を最後に終了いたします。医療費情報はマイナポータルで確認ができます。ご活用ください。なお、今後は希望される方の依頼により送付をする予定です。

## 電子申請の運用開始について

令和8年1月からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。

電子申請は郵送の手間・時間・費用をかけずに、オンラインで申請手続きを完了させることができますので、ぜひご利用ください。



### 対象の方

被保険者の方、社会保険労務士の方

(一部の申請においては、「被扶養者」の方が利用可能です。)

### 開始時期

令和8年1月13日  
(予定)

### 電子申請対象書類

傷病手当金支給申請書、任意継続資格取得申出書などオンラインでほぼすべての申請が可能

### 安心・便利

システムチェックにより、記載漏れなどのミスが防げます。  
スマホやPCから申請後の処理状況が確認できます。

電子申請の詳細はこちら▶



全国健康保険協会 兵庫支部  
協会けんぽ

〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST  
TEL: 078-252-8701(代表) ※おかげ間違いにご注意ください

LINE公式アカウントの友だち募集中!!



健康情報や健診日程などを  
毎月配信中  
友だち追加はこちら  
@kenpo\_hyogo

メールマガジン会員募集中!!

毎月1回無料で配信中

最新情報をいち早くお届け



# 令和8年3月31日までに必ず、健康診断を受けましょう 近くで行われる出張健診もご検討ください!



協会けんぽでは、年度内に一度、加入者の皆様の健診費用の補助を行っています。「健診機関（場所）が遠くてまだ健康診断を受けていない」「まだ何も決めていない」という従業員・事業所様はいませんか？

35歳以上の被保険者（ご本人）が対象の生活習慣病予防健診は、提携の健診機関だけでなく、お近くの公共施設やホール等でも受けることができます。

最新の出張健診日程や  
お申込み情報はコチラ！



## 提携健診機関

生活習慣病  
予防健診を  
受けられる場所

検診車  
(事業所)



出張健診  
会場

## 出張健診実施予定市町

- |         |      |      |       |
|---------|------|------|-------|
| ・神戸市中央区 | ・芦屋市 | ・西宮市 | ・宝塚市  |
| ・川西市    | ・三田市 | ・明石市 | ・加古川市 |
| ・高砂市    | ・姫路市 | ・丹波市 | ・三木市  |
| ・小野市    | ・加西市 | ・西脇市 | ・たつの市 |
| ・相生市    | ・豊岡市 |      |       |

※青字は土曜日、赤字は日曜日、祝日の実施あり。  
※こちらに記載の情報は変更となる場合があります。

## 健康保険証は、マイナ保険証へ

令和7年12月2日以降、従来の健康保険証（水色）はお使いいただけませんので、マイナ保険証のご利用をお願いします。

※従来の健康保険証（水色）の返却は不要です。ご自身で破棄をお願いします。



### マイナ保険証のメリット

- ①診療情報やお薬情報を医師・薬剤師と共有でき、より良い医療が受けられます。
- ②医療費が高額な場合に必要な「限度額適用認定証」が省略できます。
- ③マイナポータルを使って、確定申告の医療費控除申請が簡単にできます。

マイナ保険証の  
詳細はこちら



### お願い

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合、マイナ保険証として利用することができません。  
お住まいの自治体にて更新手続きをするよう従業員様に周知をお願いします。

### ●資格確認書（※）について

（※）資格確認書とは、マイナ保険証を利用できない場合に医療機関等で提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書（黄色のカード）です。

マイナ保険証を利用できない方で、資格確認書がお手元にない場合は、資格確認書の交付申請が必要となりますのでご注意ください。



資格確認書  
交付申請書は  
こちら



## 年末年始 休業のお知らせ

休業日：令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）

誠に勝手ながら、上記の期間はお休みさせていただきます。  
令和8年1月5日（月）から通常営業（8時30分から17時15分まで）いたします。  
ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひします。

